

〔論文〕

プラトンにとって正義とは何であったか

篠崎 榮

Plato's Conception of Justice

Sakae SHINOZAKI

要旨 (Summary)

In this essay I discuss Plato's conception of justice in the *Republic*. In the first part I summarize the main idea of Plato's answer to the question 'What is justice?' referring to N.O. Dahl's paper. I call the most fundamental principle of Plato's best polis 'Principle of giving priority to the whole'. From this principle there appear two principles of justice. One is that no class of the polis should be happy on the condition that it makes other classes unhappy. The other is that each citizen should contribute to the common good for his part.

In the second part I ascertain Plato's conception of justice by focusing on the passage where the duty of descending the cave is imposed on philosophers. How to interpret this passage has been the touchstone of the consistent reading of the *Republic*. Referring to R. Kraut's paper I read that for philosophers justice consists in imitating the most beautiful order of the world of Ideas.

In the final part I criticize Plato's conception of governance that politics is the remaking of people's souls and social institutions. For my criticism the distinction between activity and work of Hannah Arendt is quite useful. One implication of my essay is that there is no necessary connection between the two principles of Platonic justice and his conception of governance.

キーワード プラトンの正義、理性の支配、主要欲求、全体作品化優先の原理、
イデア界秩序の模倣

序

はじめにこの論文^①で私が何を論じるかを述べておきたい。論文は三つの部分からなる。第Ⅰ部では、『国家』篇の全体で、そのテーマである正義がどのように論じられ、〈正義とは何か〉という問題に対するその回答は如何

なるものであるのかを、読み取る。

第Ⅱ部では、とくに何人かの解釈者にとって作品の整合的読解の試金石になってきた7巻の哲学者に課せられる〈洞窟への下降義務〉を正確に理解することを通して、正義とは何であったのか、をいっそう明確に読み取る。

第Ⅲ部では、この正義についてのプラトンの考え——政治とは社会制度と人間の魂をイデア界の最美の秩序をモデルにして作り直すことであるという見方——を、ハンナ・アレントの批判を手掛かりにして検討する。

これらの論述が示すことの一つは、第Ⅱ部までで確認される正義の二つの原則と、第Ⅲ部での正義論との関係は、前者は後者を要請する必要がないという関係であること、すなわち両者をセットにする論理的必然性はないということである。

I 『国家』篇において正義はどのように論定されたか

問題は何だったか

第1巻で正義を特定のタイプの行為によって規定する試みが反駁され、第2巻から新たな対話が始まるという『国家』の構成から、解釈者たちは、『国家』では正義を〈行為に帰属するもの〉と見る見方から、第2巻以降の〈魂（人）に帰属するもの〉と見る見方への移行がある、と読んできた。そして、前者を 'vulgar, conventional conception of justice' と呼び、後者の見方を、プラトン自身の正義観を表すものとして 'Platonic conception of justice' と呼んできた。この論文ではそれぞれ「通念上の正義観念」と「プラトンの正義観念」と呼んでおく。

この区別をした論者の多くは、現代の倫理学においては正義 (justice) が第一に帰属するのは行為であるとされているのに、『国家』では正義は魂に帰属するものだと言われているとして、それはプラトンに特有の見方だということで、『国家』で提唱される正義観念を「プラトンの」と呼び、この二種の正義観念の異同およびその関係を問題にしてきた。

だがこの問題は大了問題ではない。というのは、正義が〈行為に帰属〉か〈人・魂に帰属〉かは現代の倫理学での区別であって、ソクラテスが答えなければならない問いは、1巻の最後の台詞と2巻の「グラウコンの挑戦」

から明確であり、私たちはそれに主人公ソクラテスはどうか答えたかを読むことが大事だからである。その問いは二つあり、一つは「<正義>それ自体がそもそも何であるか」を知るということ、すなわち正義の本性を発見することである。

第二は「正義しい（「正義しい」を「ただしい」と読む）人の生のほうが不正な人の生より幸福であること」を証明することである。これは「両者のもたらず利益についての真実はどうであるのか」（2巻368C6-7）を明確にすることによって答えられる。（そしてその作業は同時に<利益>ということばの用法を吟味することを意味している。）

プラトンの戦略

以下でダールの論文（N.O.Dahl; Plato's Defence of Justice, in *Plato 2, Ethics, Politics, Religion, and the Soul*, ed.G.Fine,Oxford1999,207-234）を手掛かりにして、プラトンの全体戦略を確認しておく。その戦略は第4巻までが第1段階、第5巻以降が第2段階と大きく二つに分かれている。

第1段階では、正義は、通念上の規定である「自分自身の事をして、他に容喙しない」をテコにして、魂においてもポリスにおいても、それぞれの部分が自分固有の仕事をする事と規定される。その固有の仕事でもっとも大事なものは、理性的部分は支配すること、他の部分はその支配に服することである。したがって、魂の正義とは、理性的部分が他の部分を支配することによって、理性と気概および欲望が調和されている状態のことである。これが解釈者たちが「プラトンの正義」と呼ぶ正義の説明である。

第2巻冒頭でグラウコン、アデイマントスの出した問いに答えるためには、
 ①この「プラトンの正義」の所有者はつねに「通念上の正義」を守ること、
 ②また「通念上の正義」を守ることが「プラトンの正義」を魂に育むために必要であることの両方が承認されねばならない。

①に対するプラトンの議論は実に簡単である。「なぜすべてこうした点についてそうなのかといえば（＝プラトンの正義の所有者は通念上の正義に反した行いはしないかといえば）、その原因は、そのような人間においては、彼の内なるそれぞれの部分が、支配することと支配されることについて、そ

れぞれ自分の分を守っていることにあるのではないか」「たしかにそうです。それ以外のところから起因するものではありません」(443B)と。登場人物のあいだで①について承認されたことはたしかである。

②について対話は一度もふれていないが、通念上の正義を守るという行為そのものは、捕縛の恐れや世間の非難への恐れなど、魂の調和以外の動機からも起こりうるので、通念上の正義を守っていればプラトンの正義を育むために十分だとは言えないだろうが、②について言えることは、通念上の正義を守ることは多くの場合に魂の調和を維持するために必要だということであろう。ただ、そこには厳密なつながりがあるとは考えられず、その二つの正義観念は大方共存しつつ、しかし若干のズレ(プラトンの正義の所有者と叫べない人でも大方の場合に通念上の正義を守っているとか、その所有者がある場合に熟慮の上で通念上の正義を守らないなどのズレ)があるのが実際だろう。

<理性が支配する>の二つの意味

ここでダール論文の助けを借りて、<理性が支配する>という鍵概念を理解する二つの仕方を区別しよう。

(a) 4巻での魂の三部分説を、こころに生じる欲求の分類と見る。理性的部分の欲求とは<その人の、善についての集約的考え (her overall conception of the good)>から要請されると本人が思っているものへの欲求である。したがって、この意味で<理性が支配する>とは、その状況でたとえ善についての集約的考えとは独立の欲求が魂に生じていても、自分の善についての考えに一致した行為をすることである。そのことを「習い性」にした人は、その魂が調和され、後悔が最小限の人生を送ることになる。

4巻でいう正義とは、この意味での魂の調和をもたらす<理性の支配>である。注意すべきは、支配する理性的欲求がいかなる善についての考えに起因するものか(=いかなる価値観から生まれるものか)、その善の観念そのものはこの段階で問われていないということだ。だから、この善についての考えは人によって異なり得るという意味で多様である。俗にいう「価値観の多様性」である。ある考えは特定の状況で通念上の正義に反した行為を指示

するようなものかもしれないが、大方の人の善の観念は通念上の正義と折り合うような考えになっている。

(b) 9巻での魂のポリーテイアの種別による5種類の人間の幸・不幸に関する判定議論において、魂のそれぞれの部分は固有の欲求対象をもっているという見方が示される(580D-1B)。そこで理性的部分については「われわれがそれによって物を学ぶところの部分については、誰にも明らかのように、その全体がつねに、真実がいかにあるかを知ることへと向かっていて」(581B5-6)と語られる。すなわち、理性的部分に固有の欲求は<真理を知りたい>という欲求である。そして気概の部分の欲求対象は勝利と名誉であり、欲望的部分の欲求対象は金銭・利得であると語られる。

この欲求の固有な対象の分類は、どの欲求を自分の主要欲求とするかによる人間の分類に使われる。「それゆえにこそ、われわれはまた人間の最も基本的な分類として、<知を愛する人>、<勝利を愛する人>、<利得を愛する人>という三つの種類があると言うのではないかね」(581A-B)と。これは人が人生の中で長期的・集約的に何を最善のものとして生きているのかという意味での<価値観>による人間分類である。

そこで、<理性が支配する>の第二の理解によれば、その人が<真理を知りたい>という欲求を最優先するような行為選択をしているということになる。

このように<理性の支配>の二通りの理解を示したうえで、ダールはこのいずれが「プラトンの正義」を構成しているのかと問う。答えは言うまでもなく後者である。つまり、プラトンの正義とは<善についての集約的な考え>の中で適切な(correct)ものとそうでない考えとを仕分けして、その考えに優劣をつけるものなのである。そして<真理を知る>ことを最善とする欲求体系をもった魂が正義しい魂なのである。『国家』でそのような魂の所有者は哲学者と呼ばれている。

プラトンの正義と通念上の正義

では、この意味で魂のうちで理性が支配している人は通念上の正義を守らうか。その人にとって第一の善は<真理を知る>ことなので、通念上の

不正をすることによって獲得される利得などの善には誘惑を感じないだろう。したがって、プラトンの意味で正義しい人、つまり哲学者は通念上の不正をおかさないと言える。

ただし、絶対におかさないと言えるだろうか。仮に哲学者が最大の善、生き甲斐である〈真理を知る〉営みを時間的ゆとりがないためにできず、ゆとりを得るには一定程度の金銭が不可欠であり、しかもその金銭を得るには不正な手段をもってするしかなく、そのようなチャンスが与えられたという場合はどうだろうか。それでも哲学者は絶対にそのようなチャンスをもにしない、と言えるだろうか。しかも、その金銭は公金であって特定の被害者が生まれる恐れがない場合、その誘惑はかなり強いものとなるのではないか。

プラトンの正義観念の中にそうした状況でも公金横領という不正行為を控えさせるものはあるのだろうか。ダールはこのように問うて、次のように答える。その場合、哲学者は自分の〈善についての集約的な考え〉に基づいて行為選択をするならば、公金横領を行うだろう、と。最優先の善を実現するためにそれしか方法がない以上は当然考えられることである。その意味でプラトンの正義がつねに絶対に通念上の正義を含意するとは限らないのである。

〈全体作品化優先の原理〉

『国家』は最善のポリスを言論によって、そのポリスの骨格たる法を定めることで制作していく作品であった。最善のポリスの法について、4巻の冒頭で主人公ソクラテスは次のように宣言していた。「しかしながら、われわれがポリスを（言論で）建設するにあたって目標としているのは、そのなかのある一つの階層だけが特別に幸福になるように、ということではなく、ポリスの全体ができるだけ幸福になるように、ということなのだ。というのは、われわれはそのようなポリスのなかにこそ、最もよく〈正義〉を見出すことができるだろうし」（420C）と。そしてそれに続く比喩は、制作の場面から取られているだけに、プラトンの根本的発想を理解する上で重要である。例えば美しい彫像を仕上げるために色を塗る場合、目が像の最も美しい部分だからといって真紅色という最も美しい色で塗るわけではない。大事なことは、「それぞれの部分に適した色を与えて、全体を美しいものに仕上げていくか

どうかということ」(420C-D)なのである。

この部分は、守護者の生活様式があまりに物質的に質素なので幸福とは言えないのではないか、というアデイモントスの異論に答えるもののだが、ここに示された考え方は<洞窟への下降義務>問題にも応える原理になっている。

つまり、この応答の要点は<複数の部分から成る全体が最美なものに仕上げられるということと、各部分がそれぞれの部分として最高度の美しさを賦与されるということとは別の事態だ>ということである。ポリス建設の目的は前者なのだから、ある部分が最高度の美しさを賦与されないことはいくらでもあるうるし、建設者(=立法者)がもっとも意を注ぐべきは、全体が最美なものに仕上がるために各部分が最高度の寄与をすることである。

これを「全体作品化優先の原理」と呼ぶと、これは『国家』篇中のもっとも枢要な原理である。なぜなら、最善のポリスの成否はこの原理の具現化にかかっているからである。

この原理が含意するところは、各部分は全体作品化のために必要とあれば、自分だけを最美にする(=最も幸福にする)ことをではなく、全体のために最適な度合いで自らを整えよ、ということである。その「全体のために」とは、「そのなかのある一つの階層だけが特別に幸福になるように、ということではなく、ポリスの全体ができるだけ幸福になるように」ということなのだ。

ここで対比されているのは、<他の階層との調和ぬきで追求されたある階層だけの幸福>と<ポリス全体の幸福>であり、後者は「それぞれの階層が自然本来的にそれぞれに与えられる幸福にあずかること」(421C)と表現されている。

では、具体的にこの全体優先の幸福観が具現化されているか否かを見る基準とは何なのか。最善のポリスを作るプラトンの戦略から言えば、その基準とは、<理性以外のいかなる階層も自らがポリスの支配者になって、その権力によって豊かになろうとは思わない程度に、自分の分に満足していること>であろう。それが確保されるならば「ポリス全体が幸福である」と言えるわけで、幸福の総量を(仮に測られるにしても)最大化すべきであるという要請は、この<全体作品化優先の原理>の含意するところではない。

『国家』篇における正義とは何か

大事なことは、この基準には次の原則が含意されていることである。一つは「誰も（いかなる階層も）他者（他の階層）を不幸にしてまで幸福であってはならない」であり——内乱の一つの契機はこの不幸感であり、内乱は最大の害悪をポリスに及ぼす——、第二は「それぞれの市民は自らの幸福を享受すると同時に、他の市民の幸福にも寄与すべきだ」⁽²⁾というものである。R・クラウトが論じる⁽³⁾これら二つの原則のうち、とくに第二は『国家』のテキストでは明言されてはいないものの、これまで論じてきたところから明らかだろう。

とすると、ポリスの正義の終極の拠り所を各市民の魂に求め、その内実を語るとすれば、正義とは市民としてのこの二つの配慮にほかならないと言ふべきだろう。前者の「いかなる市民も他の市民を不幸にすることによって自己の幸福を図ってはならない」は通常の「他者に害悪をはたらいてはならない」という原則に、後者の「各市民は他の市民の幸福にも寄与すべきだ」は「公共善にそれぞれの分に応じて貢献すべし」という原則にほかならない。したがって、プラトンのディカイオシュネー擁護論は現代のジャスティス擁護論でもあるというクラウトの読み方は適切である。なお、この二つの原則間での序列について言えば、優先されるべきは前者の原則である。

II 哲学者に課せられる〈洞窟への下降義務〉の問題

問題の文脈

『国家』5巻から7巻までの中心部分は、正義についての真実を知りたいという哲学者の欲求を、善のイデアを学ぶ教育過程の中で方向づけていくプログラムを示している。ここで、多くの解釈者を悩ませてきた7巻519-21の、哲学者は洞窟への下降を命じる法に従って、順番に統治の業務を行うべしという要請が語られる。イデア界を觀た哲学者はその觀想を享受しつづけることが許されないで、人々を支配するために統治の任に就くべく、順番に洞窟に降りていかねばならないとされる。「ねばならない」というのは、法による強制がなければ哲学者は誰も自らすすんで統治の任に就こうとはしないからである。というのも、哲学者の〈善についての集約的考え〉では、知を目

指す哲学活動が主要欲求の対象であって、統治の仕事は何ら欲求の対象ではないからである。だが、ポリスが正義しいポリスとして運営されるためには、だれかが統治の仕事を引き受ける必要がある。それは全体からの要請である。そして法は哲学者がその仕事を引き受けることをポリスのために規定している。こうして〈洞窟への下降義務⁽⁴⁾〉が語られるのである。

〈下降義務〉を要請する正義

この問題を先に言及したクラウトの論文を参考にして読み解くことによって、『国家』での正義概念をより明確に理解したい。

問題は、哲学者にとっては〈真理を知る〉ための活動に思う存分従事することが最善のことであって、洞窟の中での統治の業務は利益になるとは思われないのに、なぜ統治を行うことが正義なのか、という点である。というのは、正義は本人の利益になる、ということがそれまでの議論を導いてきた大きな前提であったからである。しかも、このやりとりには1巻での「より劣った人々に支配される」という最大の罰を避けるために統治の業務に赴くという論は言及されていない⁽⁵⁾。

クラウトの功績は、ある活動を人が最善と評価することと、その人ができるだけ多くの時間その活動に従事するのを選ぶこととは別であることに気付いた点である。すなわち、〈哲学活動〉のほうが〈統治の仕事〉より善いと哲学者が考えているからといって、哲学者は、自分を育ててくれたポリスの法に反してまで可能なかぎりつねに哲学活動に従事することを選ぶわけではない。つまり、哲学者は、状況によっては哲学活動をすることが不正になり得ることを理解するのである。〈全体作品化優先の原理〉はポリスの特定の階層が最大限幸福になることではなく、すべての階層が可能な限り幸福になるために、各階層が寄与することを命じていたのであった。

そしてこの原理の理解にこそ、哲学者に対して法が命じる〈洞窟への下降義務〉が正義の要請であることを理解する鍵がある。実際、4巻で彫像の瞥えを用いて〈全体作品化優先の原理〉が述べられた直後に「われわれはそのようなポリスのなかにこそ、最もよく〈正義〉を見出すことができるだろう」と明言されていた。端的に言えば、〈洞窟への下降義務〉が正義の要請であ

ることは、それが哲学者に対して「公共善へのそれぞれの分に応じての貢献」を命じるものだからである。

したがって、哲学者が統治のために順番に洞窟へ降りていくことは正義の要請である。「順番に」というのは「負担を公平に分かつのが正義」だからである。なぜ負担なのか。哲学者の主要欲求、アスピレイションは<真理を知る>ことであって、人を権力を用いて統治することではないからである。もちろん先述したごとく、哲学者ともなれば、自分にとっての生の善さが主要欲求を満たすことにのみ依存するなど単純に考えているわけではない。つまり主要欲求を満たせば満たすほど幸福になるなどという数量的功利主義者ではまったくないのだ。

<イデア界秩序の模倣>としての<善き生>

以上から明らかなことだが、<善き生>とは、その人が自分のアスピレイションを満たしてくれる単一の活動——例えば哲学者にとっては知的活動、生産者にとっては生産活動あるいは金儲けの活動など——をしていれば、それで実現するという単純なものではない。たしかにある人にとっての<善き生>の実現は、その人の魂が主要欲求にする活動がどの程度なされているかに依存する。だが、その実現の度合いは主要欲求をどの程度満たせたかだけできまるわけではない。<善き生>は正義しく生きることを必要とし、正義は他者と共に生きることから要請される。その要請はその人の主要欲求と無関係に課せられる。時に両者は不両立なものとなる。では、なぜその時に正義の要請に従わなければならないのか。善き生は、<イデア界の最美の秩序を模倣する>（以後簡単に<イデア界秩序の模倣>と記す）ところに成立するからである。

その<イデア界秩序の模倣>は次のように語られている。「いやしくも本当にみずからの思考 (dianoia) を存在するものところに置く者は、(中略) 整然として恒常不変のあり方を保つ存在にこそ目を向け、それらが互いに不正をおかしおかされることなく、すべて秩序と理法に従うのを観照しつつ、それらの存在にみずからを似せよう (mîmeisthai)、できるだけ同化しよう (aphomoiousthai) とつとめることに、時を過ごすだろう」(6巻500C)。こ

ここでイデアについては、①恒常不変に存在するものであること、②それらは秩序ある世界をなしていること、そして③相互に不正をはたらくことはないこと、が語られるが、具体的に個々のイデアが相互にいかなる関係にあるかは語られていない。むしろ、この発言の趣旨は、そのイデア界を観照するとされる哲学者が、イデア界の秩序を自らのあり方に模倣することの強調にある。したがってこの発言全体の趣旨はイデア界の様子を述べるということではなく（それを語ることはできなかった）、イデアを知ること生き甲斐を感じている哲学者は＜イデア界の最美の秩序を模倣する生＞を生きるということなのである。

これは哲人君主の仕事の規定する表現でもある。「もし哲学者が、そのように自己自身を形づくることにとどまらず、イデア界において目にするものを人間たちの品性のなかに——私的にも公的にも——つくりこむという仕事を、ひとつの強制的な義務として課せられるとしたならば」（6巻500D4-6）と。ここには＜哲学者の行う統治の仕事とは人々の魂をイデア界を模倣する仕方で造形し直す作業である＞との『国家』全篇の礎石となる主張が語られている。

ここでは哲学者の＜イデアを模倣する生の営み＞は、自己自身に対してと人々に対してと、二つの局面で述べられている。第一の「自己自身を形づくるにとどまらず」という自分の魂の造形とは＜調和ある魂＞の形成のことであり、第二の「イデア界において目にするものを人間たちの品性のなかに——私的にも公的にも——つくりこむという仕事」とは統治の仕事である。今引用した箇所ですれらが「強制的な義務として課せられる」と述べてあることから、この6巻の段階で、7巻で明言される＜洞窟への下降義務＞は折り込み済みであった。

『国家』での正義探求の第2段階（所謂「長い回り道」（6巻504C9））で明らかになったことの一つは、＜理性の支配＞としての魂の調和を具現する営みも、不正がいっさいなくロゴスに従った不変のあり方をするイデア界の最美の秩序を自らの魂に＜模倣する＞作業として解釈されていることである。哲学者の人生を形作る主要な欲求——アスピレーション——は＜イデア界の最美の秩序をこの世界で模倣すること＞である。

＜アイデア界秩序の模倣＞の具体性の欠如

しかし、目に見えないアイデア界の秩序を模倣するとはどういうことか。プラトンは画家の比喩で語るだけである。「彼らは、真実在（本性）としての＜正＞や＜美＞や＜節度＞やすべてそれに類するもののほうに目を向けるとともに、他方こんどは、人間たちのなかにつくりこもうとしているその写しのほうに目をやる、というふうに、何回となく両方を交互に見つめることだろう」（501B）と。だが、結局のところ、画家にとって「見ればそこにある」という存在様式で実物があるのと同じ仕方でも、アイデアが見えるものとしてそこにあるわけではないから、ある哲学者がパラダイグマとしているアイデアは他者から見ればしばしばその人だけのアイデア（観念）でしかないということになる。

ところが、プラトンがアイデア界全体について与える記述は先の引用がほとんどすべてであって、それぞれのアイデアについて、例えば＜正義＞のアイデアについて、形式的な規定すら与えていないし、いわんや一定の行為パターンを連想させる規定（例えば「借りたものを返す」）は1巻ですっかり処理したかのように何も与えていない。

にもかかわらず私たちは、アイデア界の頂点に太陽に比せられる善のアイデアが燦々と輝き鎮座し、正義のアイデアがそれに次ぐ位置にあるといった構図を想像する。そうした構図の中では、善のアイデアも正義のアイデアも言わば単体としてイメージされている。そのイメージから次に私たちは、「それで正義のアイデアは善のアイデアとどう関係しているのだろうか。それは本質的に善のアイデアと結合されているのだろうか」といった問題を立てるのである。「アイデア」「エイドス」という言葉が、あるものを単体として浮かび上がらせる形を意味していることも、こうしたイメージの仕方を補強している。

だが、プラトンは主人公ソクラテスに善のアイデアについては比喩以外には語らせず（プラトン自身が語れず）、アイデア界の秩序や（仮に単体として語る場合に）アイデアの相互関係がどうなっているかについてはまったくといていいほど、語ることはないのである。

プラトンの沈黙を前にして私は次のように考えている。私たちは何か単体として正義のアイデアがあって、それは言葉で表現すればいくつかの行為原則

になって、その原則に従って人生を歩むことが正義のアイデアを具体化することだというようには考えるべきでないだろう、と。プラトンもまた「正義のアイデアとは・・・」と明確にロゴスで語るができなかったのだ。ということは、正義がその一部である秩序ある全体とは、単体のアイデアがその構成要素であるような世界なのだろうか。むしろ<美>といい<正義>といい<節度>というのは、その全体現実のある面に着目してそれを言葉で切り取って表現するものではないか、と。

いずれにしろ、プラトンにとって<アイデア界秩序を模倣する>という営みは、恒常不変の世界を模倣するということであつたので、静止した作品を作り出す制作術のごとき知によってなされると考えられることになる。つまり、この模倣は制作として行なわれるのである。

Ⅲ 模倣による制作としての統治観

H・アレントの批判

そこで、次の問題が浮上してくる。それはプラトンが正義しい統治を、先験的にあるとされる秩序（アイデア界）をこの世界に模倣すること——可能な限り具体化すること——と考えた、その統治観（conception of governance）を検討することである。

まず注目されるべきは、プラトンが哲学者の統治の仕事在先ほど引用した箇所から明らかのように、画家による（写実画の）絵画制作術に譬えていることである。そこでは作られるべき絵柄は、制作の前にすでに現実の世界にあるのであって、画家の仕事はそれをできるだけ正確に写し取ることである。その技量の善し悪しは描かれた絵画が現実世界の実物（モデル）からどれほどの隔たりにあるかできまってくる。

このように制作術に政治を譬えることの問題性を指摘したのは前世紀の政治哲学者ハンナ・アレントであった。彼女は、人間の活動力（activity）を労働（labor）、仕事（work）、活動（action）の三つに分類し、その三分類に基づいてプラトンの統治理論を批判する。今その批判の要点を『人間の条件』31章「活動の伝統的代替物としての製作」からまとめておこう。伝統的に活動結果の予見不可能性や不安定性、活動過程の不可逆性といったものへの慢

性的不満は、活動の代替物を見出したいという「熱烈な欲望」⁽⁶⁾をいつも醸成してきた。アレントに言わせれば、プラトン以来その代替物となってきた仕事（製作）は複数の人びとの主体的営みである「政治」という活動を破壊するという結果をもたらしてきた。というのは、「政治」に代わって登場したのが「支配」の概念であり、それは「人びとが法的、政治的に共生できるのは、ただ、ある人間に命令権が与えられ、他の人間は強制的に服従する場合だけである、という観念である」（同書 351頁）からである。

<政治>から<支配>へ

ここで対比されているのは<政治>と<支配>の概念である。プラトンは統治にとって最も重要な問題は、そのポリスにおいて<誰が支配するか>という問題だと考えたのである。アレントの功績はこの考え方に、政治という活動を大きく歪ませることになる思想を見てとったことである。すなわち、アレントの診断の構図は、それ以来西洋の政治思想の歴史では活動の観念を製作の観念に置き換える試みがなされてきて、<政治>の概念に代わって<支配>の概念が前面に登場してきたというものである。アレントによれば、政治という活動は人と人との間で直接にやり取りされる営みであり、そのはかなさ、予見不可能性といった特徴を避けがたく有している。そしてプラトンはその予見不可能な要素を政治の世界から排除しようとした。つまり、政治という活動を制作のごとき<知による専制支配>の仕事に置き換えることによって、活動につきまとう不安定さを除去しようとしたのである。アレントの批判の根には、ギリシア人が開発した政治とは、ポリスという自由な言論空間における対等な市民同士の活動であったのに、プラトンの理論はそのような自由な言論空間を支配者と被支配者からなる階層秩序の空間へと変質させた、という見方がある。

では、『国家』中心諸巻の正義論において<善のアイデア>が言及される理由は何なのか。アレントの見方は次のとおりである。「いいかえると、プラトンが、美なるものでなく善なるものこそ最高のアイデアであると宣言する必要があると考えたのは、本質的に政治的目的からであり、人間事象からもろさの性格を除去するという目的からである。（中略）哲人王は、多くのさま

ざまな人間の行為と言葉を測り包括する基準あるいは尺度として、導きのアイデアを必要とする。(中略) アイデア説をこのように変形し、それを政治領域に適用した場合生まれる最大の技術的な利点は、理想的支配にかんするプラトンの観点から人格的要素が除去されるという点にある。(中略) 『国家』において哲人王は、職人が自分の尺度や物指しを使うようにアイデアを用いている。彼は、彫刻家が像を作るように、自分の都市を「作る」のである(同書 356-7頁) と。

プラトンは<善のアイデア>を譬えてしか言及せず、それは<知られるものの世界>において<見られるものの世界>における太陽のような原因そのものであるとしか述べていない。論者が思うに、その<知られるものの世界>において<善さ>がどのような概念間のつながりと必然性によって<ある>と言えるかをプラトンが説明していない以上、今引用したアレントの論を『国家』のテキストに照らして論駁するということは難しいだろう⁷⁾。

プラトンの発想の根へ

では、そのような統治観念——人びとが一定の秩序のもとに自らの主要欲求を満たし、そのことによって他者と共にポリスという共生の空間を平和なものとして維持すること、その実現のためには哲学者に支配権力を賦与すべきであること——をプラトンが抱いたのは何故か。

それは、彼が次のことを欲したからである。すなわち、対等な者同士の自由な言論のやり取りという活動につきまとう予見不可能な出来事を排除すること、そしてあたかも職人が予めのモデルあるいは設計図に則って立派な作品を作り出すように、一種の管理術としての支配術によって統治を行い秩序あるポリスを作り出すことである。

プラトンがこのように政治を、職人がそのテクネーによって素材を一方的に支配するように、大衆への一方的支配として⁸⁾構想した根にあるのは、論者の見るところ、支配欲であった。支配欲とは、自分が係わる他者と世界を自分の善の観念に適合させるべく整えたいという欲求であり、その欲求自体は善悪無記とっていいだろう。だが、確実な事実、その欲求は他者の独立欲求(自分の行為、ひいては生き方は自分できめたいという欲求——自由

ということ)と衝突するということだ。

『国家』篇の著者プラトンの支配欲は、Ⅱ部で論じた哲学者にく洞窟への下降義務を命じる法の制定において働いている。この法は彼の支配欲のはじめ (archê tou archein)⁽⁹⁾ を具現化したものである。第一に、大衆を支配すべき哲学者こそ支配者 (ruler) としてまず自らがルールのもとに支配を受け入れねばならない。すなわち、哲学者をしてその主要欲求である〈知の追求〉を時には抑制させることを通じて——これは正義の理解のもとに〈知の追求〉ではなく〈大衆の管理・支配〉を選ぶという哲学者の自己支配というかたちをとる——、プラトンの支配欲はポリス全体の支配を貫徹するのである⁽¹⁰⁾。

この一方的支配は、対等な市民同士が言葉のやり取りによる合意 (コンセンサス) をその都度確認し合うことによって、治め治められるという相互支配によるポリス運営とまったく違って、「人格的要素が除去される」ものである。哲人王は自分と種族のちがう (つまり人間の質がちがう) 大衆と (ソクラテスが生前していたような) 言葉を交わさずにすむ。もともとできれば係わりたくないと思っている相手と人格的な言葉のやり取りをしないですみ、しかも一方的な恩恵賦与者の立場に立てるのである⁽¹¹⁾。

プラトンが構想した〈知の専制支配〉という統治観には、人間の魂に沸き起こる根源的なインスピレイション (新たな活動へ促す息吹) を活かす余地がない。そのような不確定な促しは既存の秩序を脅かすものとして排除される。

理性が過去のパターンを学習し、それを未来の出来事の処理に適用するのに対し、インスピレイションは新たな活動に、その結果の予見不可能性を含みながらも乗り出させる。人間の歴史はそれによって新たな局面を迎え、それによってのみ、理性的に考えれば『国家』で描かれたとおり墮落の歴史でしかないものに、希望を見出しうるのではないか。

註

(1) この論文は2002年9月13、14日に東京都立大学で開催された第6回ギリシャ哲学セミナーで口頭発表された原稿を、若干の増補と削除を除いてそのまま論文にしたものである。

(2) この原則はポリスを言論で作るうえで機能している「専業の原則」(370C)によって含意されていると筆者は考えた。ただし、テキストで「専業の原則 (一人一職の原則)」は「それぞれの

仕事は、一人の人間が自然本来の素質に合った一つのことを、正しい時機に、他のさまざまなことから解放されて行なう場合にこそ、より多く、より立派に、より容易になされることになる」と、あくまで仕事中心の書き方になっている。

(3) Richard Kraut; *Return to the Cave: Republic 519-521*, in *Plato 2, Ethics, Politics, Religion, and the Soul*, ed.G.Fine, Oxford 1999 (pp.235-254) p.245.

(4) このように「義務」という言葉を使ってこの問題を命名したが、この言葉を使ったからといって論者は、T・アーウィン、N・ホワイトらのように *duty/ self-interest* という対照概念の枠組みで考えていくわけではない。この枠組みは現代英米の倫理学での枠組みであり、『国家』の問題を考えるには限界もあるし、不適當である。

(5) もっとも「借りたものを返す」という1巻で言及された規定が、その法が正義しいことを命じていることの理由として挙げられている。520Bを参照。

(6) ハンナ・アレント『人間の条件』ちくま学芸文庫版(1994) 351頁。

(7) 善のアイデアがもつ支配権力的意味については、筆者はかつて「善き生の探求構図の変換」(西日本哲学年報第3号1995年31-45頁)で論じたことがある。

(8) この「一方的支配」は例えば「いわば画布に相当するものとして、ポリスと、人間たちの品性とを受け取ったうえで」(501A)という言い方に示されている。

(9) このギリシア語は『国家』のテキストの句ではなく筆者によるものである。

(10) もちろん、プラトンと最善のポリスとは著者と作品として別の次元に存在するので、直接にプラトンがそのポリスを支配するのではない。だが著者(author)はどのような作品を生むかについて権威(authority)を有するのであり、その意味で支配しているのである。

(11) 『国家』の最善のポリスの体制がバターナリズムであることについては、C.C.W.Taylor; *Plato's Totalitarianism* (in *Plato 2*, pp.280-96)を参照。